

改 正 後

現 行

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第十条の三 任命権者は、次に掲げる職員が、人事委員会規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第三項において同じ。）をさせるものとする。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第十条の三 任命権者は、次に掲げる職員（職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第二項において同じ。）が、人事委員会規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第三項において同じ。）をさせるものとする。

一・二 （略）

2 前項の規定は、第十七条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは「第十七条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

一・二 （略）

2 前項の規定は、第十七条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員（職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第二項において同じ。）が、人事委員会規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは「第十七条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 （略）

3 （略）

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第十条の四 （略）

第十条の四 （略）

2 任命権者は、三歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

を除き、第十条第二項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3| 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合に、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、一月について二十四時間、一年について百五十時間を超えて、第十条第二項に規定する勤務をさせてはならない。

4| 第一項及び前項の規定は、第十七条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第十七条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5| 前四項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

2| 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合に、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、一月について二十四時間、一年について百五十時間を超えて、第十条第二項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

3| 前二項の規定は、第十七条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第十七条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

4| 前三項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この条例は、平成二十二年六月三十日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十条の三の規定による請求、同条例第十条の四第二項の規定による請求又は施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする同条例第三項の規定による請求を行うとする職員は、施行日前においても、人事委員会規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。